

## 報道資料

### 〔別添資料〕

資料1	自家用電気工作物の維持管理について不適切とみられた主な事例（写真）	1
写真1	低圧引込線に人が容易に触れるおそれがある。	1
写真2	架空電線が垂れ下がっている。	2
写真3	高圧引込みケーブル用の構内電柱の足場金具が1.8メートル未満の位置ある。	3
写真4	電線路に植物が巻きついている。	4
写真5	高圧受配電設備等の充電部に取扱者以外の者が容易に触れるおそれがある。	5
写真6	洗車機の横に設置されている自動制御盤がさびで腐食し穴が開いており、水が入るおそれがある。	6
写真7	高圧受配電設備を格納する建物に隙間があり、小動物が侵入するおそれがある。	7
資料2	自家用電気工作物の維持管理について不適切とみられた事例（一覧表）	8
資料3	（推奨）保安監督部が、電気事故後、速やかに立入検査を行い、事故の発生原因の分析等に努めているもの（平成18年度、5件）	9
資料4	事故報告詳細に添付された過去の点検結果をみると、電気工作物が危険な状態にあるにもかかわらず、速やかな対応が行われていないことが事故の発生原因の一因とみられるが、保安管理の実態を把握するための立入検査が行われていないもの（平成18年度、2件）	10
資料5	文書指摘60事業所のうち、改善の確認をしていないもの（平成16～18年度）	11
資料6	未確認9事業所を抽出してみると、当局の現地調査時にも未改善のもの	11
資料7	口頭指導33事業所のうち、技術基準不適合の疑いのあるもの、保安規程の遵守義務違反の疑いのあるもの及び近い将来、技術基準不適合の可能性のあるものについて、改善の確認をしていないもの（平成16～18年度）	12
資料8	改善報告書に、改善したことを確認できる資料等がない状態で受領し、改善措置が十分であるか確認できないもの（平成16～18年度）	13
資料9	立入検査の際に指摘すべき事項等が見落されていたもの（平成16～18年度）	14
資料10	30日以内に再発防止対策を講ずることが困難である等の理由から、「対策を講ずることにしている」又は「講ずることを計画している」としているものがあるが、これらについて、その後の措置結果を報告させていないなど、保安監督部による措置結果の確認が行われていないもの（平成16～18年度）	16
資料11	事故報告詳細を保安監督部に提出した際に、保安監督部から、措置済みとなった時点での再発防止対策の実施結果が分かる写真等の資料の提出を求められていたものの、保安監督部の督促がなかったなどの理由から、再発防止対策の措置結果が分かる写真等の資料が提出されないままとなっているもの	18
資料12	保安監督部では、事故報告詳細の報告に際し、再発防止対策を講じたものについては、内容、状況が確認できる資料等を添付して報告するよう指導しているが、これが添付されておらず再発防止対策として十分であるかどうかの確認ができないもの（平成16～18年度）	19

自家用電気工作物の維持管理について不適切とみられた主な事例（写真）

写真 1 低圧引込線に人が容易に触れるおそれがある。

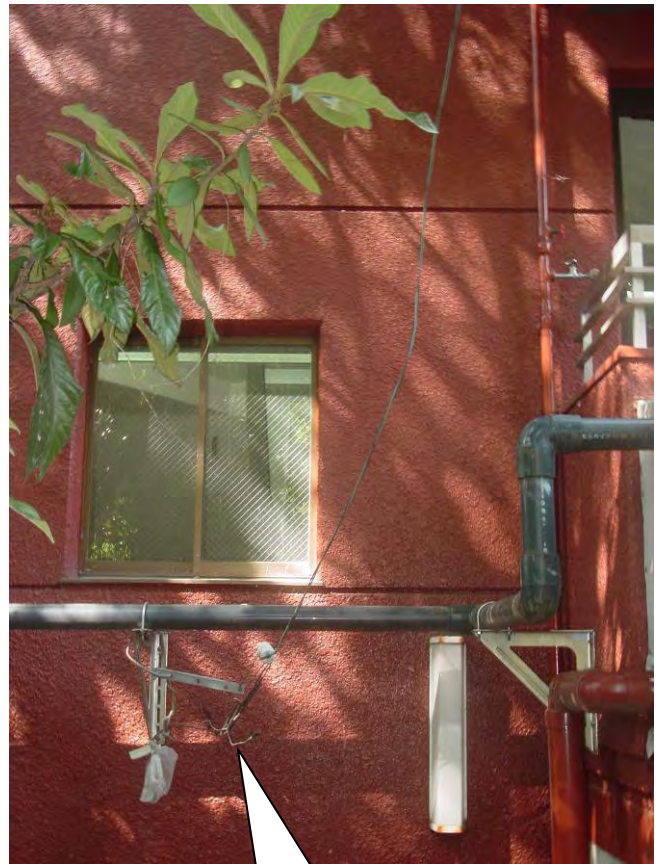




写真2 架空電線が垂れ下がっている。



架空電線が垂れ下がり、建  
物に接触



垂れ下がった架空電線の先  
端部

写真3 高圧引込みケーブル用の構内電柱の足場金具が1.8メートル未満の位置ある。



構内第1号柱の足場金具（1.8m以下に設置）



構内第3号柱の足場金具（1.8m以下に設置）

写真4 電線路に植物が巻きついている。

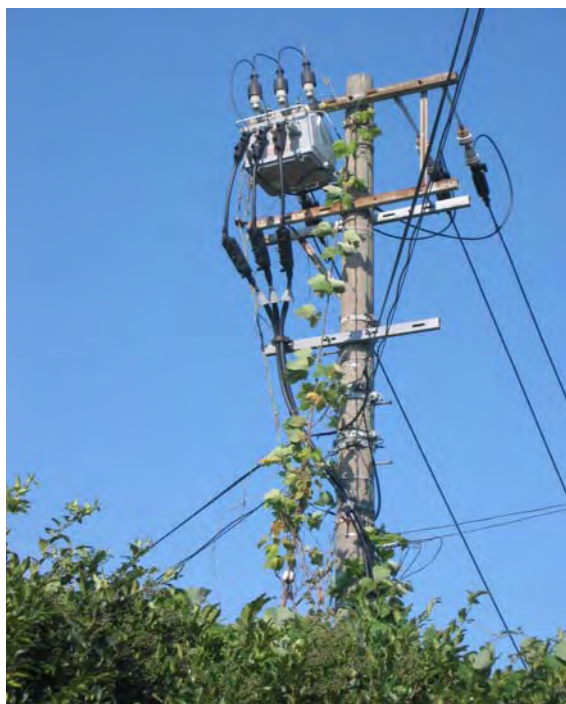


図1 植物が巻きついている構内1号柱



図2 植物が巻きついている構内1号柱



写真5 高圧受配電設備等の充電部に取扱者以外の者が容易に触れるおそれがある。

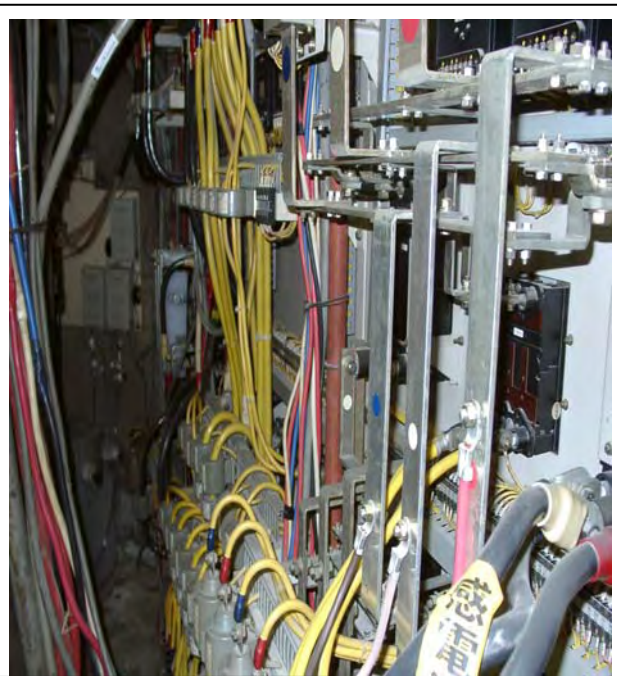
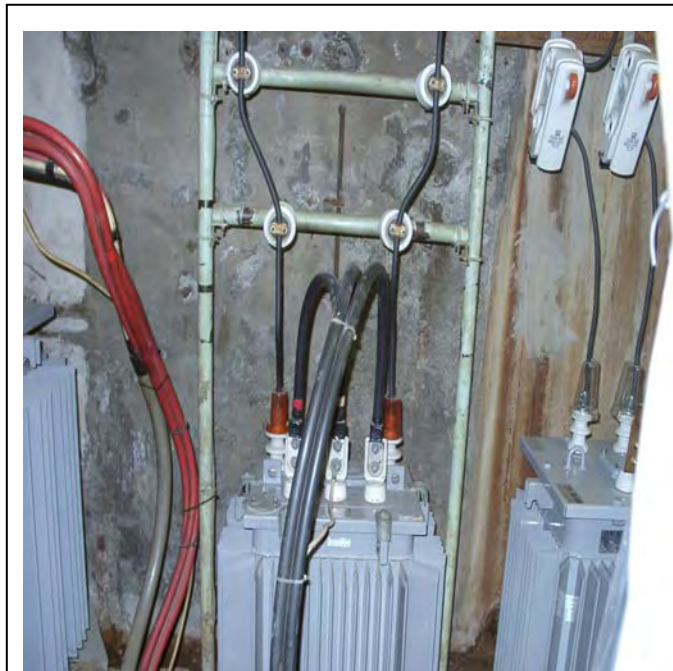


図1 高圧受配電設備等（地下1階）



(参考) 図3 テナント使用電力を測定するメーター（地下1階）

(注) 図1の高圧受配電設備に近接した箇所に、図3のメーターが設置されており、当該事業所の社員が月1回程度計測を行いに立ち入る。



図2 高圧受配電設備（2階）

写真6 洗車機の横に設置されている自動制御盤がさびで腐食し穴が開いており、水が入るおそれがある。





写真7 高圧受配電設備を格納する建物に隙間があり、小動物が侵入するおそれがある。



高圧受配電設備を格納する建物



小動物が進入するおそれのある箇所（換気口が破損している）

（建物の内側からみたもの）



小動物が進入するおそれのある箇所（換気口が破損している）

（建物の外側からみたもの）



自家用電気工作物の維持管理について不適切とみられた事例(一覧表)

資料2

事業所	① 電気工作物が技術基準に適合していないため、電気事故が発生するおそれがあるもの	事例数	② 近い将来、技術基準不適合になる可能性が高いと認められるもの等	事例数	③ 保安規程に定める点検を実施していないもの	④ 保安教育又は保安訓練が適切に行われていないもの
A 3	・洗車機の動力機械が設置されている建物に施設されている低圧引込線（屋外用ビニル絶縁電線以外の絶縁電線）に、人が容易に触れるおそれがある。	1	・洗車機の横に設置されている自動制御盤がさびで腐食し穴が開いており、水が入るおそれがある。	1	該当なし。	該当なし。
C 3	・当該事業所の東棟から高圧受配電設備（キュービクルに格納）へ通じる2階東側出入口の屋外側に、同棟の上部から架空電線が垂れ下がる状態で同棟に接触している。（注）キュービクル：受電用の機器を極力整理簡素化して、これに配線し、接地した金属箱内にコンパクトに収めた高圧受電設備。 ・当該事業所の東棟の玄関自動ドア（患者等が通行）の上部に、低圧配線（100ボルト用コード）が建物の屋外に向けて壁を貫通する状態で設置されている。	2	該当なし。	-	該当なし。	当該事業所の保安規程では、「電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関する必要な事項について、保安協会の意見を聞いて教育を行うものとする」としている。 しかし、当該事業所では、保安規程に定める保安教育について、主任技術者が月次点検時に配布する保安協会作成の資料をファイルに綴り、保安担当者（職員複数名在籍）に回覧しているのみで、同規程の趣旨に基づいた保安教育が実施されているとは言えない。また、保安規程に定める訓練については、調査日現在、実施していなかった。
A 5	該当なし。	-	該当なし。	-	当該事業所では、平成14年8月以降、主任技術者未選任のため、自家用電気工作物の点検について、年次点検も含め、未実施であった。	当該事業所では、主任技術者未選任であり、保安教育及び保安訓練ともに実施していなかった。
B 2	該当なし。	-	・受配電設備に隙間があり、小動物が侵入するおそれがある。	1	該当なし。	該当なし。
A 7	該当なし。	-	・地下1階及び2階に設置されている高圧受電設備及び低圧配電設備の充電部に、取扱者以外の者が容易に触れるおそれがある。	1	該当なし。	該当なし。
B 4	・構内1号柱の区分開閉器及び電線路に植物が巻きついている。 ・高圧引き込みケーブルを支持している構内第1号柱の足場金具が、1.8メートル未満の位置（地上約1メートル程度の高さ）に設置されている。	2	該当なし。	-	該当なし。	該当なし。
A 8	・低圧の電路の絶縁性能が技術基準で定める絶縁抵抗値を下回っている。	1	該当なし。	-	当該事業所では、年次点検中に事故が発生し年次点検が中断しており、実地調査日現在、年次点検を1年5か月実施していなかった。	該当なし。
B 6	・第1受電所系及び第2受電所系の低圧回路の絶縁抵抗値が、平成17年2月実施の年次点検で技術基準に定める値を下回っている。	1	・本館屋上受電所の母線指示碼子にひび割れしている。	1	当該事業所では、平成17年度以降、年次点検を実施していなかった。	当該事業所では、電気関係に従事する社員が主任技術者を含め3人いるが、保安教育を実施していなかった。
A10	・建物の玄関に設置されているゲーム機につながっている低圧配線（100ボルト用コード）が、玄関自動ドアの開閉部に接触している。	1	該当なし。	-	当該事業所では、精密点検（年次点検）が実施されていない。	該当なし。
C 7	・高圧引き込みケーブルを支持している構内第1号柱の足場金具が、1.8メートル未満の位置（地上約1.5メートル程度の高さ）に設置されている。	1	該当なし。	-	該当なし。	該当なし。
B 8	該当なし。	-	・敷地内の樹木が、強風等によって区分開閉器及び架空電線に接触するおそれがある。	1	該当なし。	該当なし。
A12	・低圧の電路2か所の絶縁抵抗値が技術基準で定める値を下回っている。	1	該当なし。	-	該当なし。	該当なし。
A13	該当なし。	-	該当なし。	-	当該事業所では、平成16年12月以降、主任技術者未選任のため、自家用電気工作物の点検について、年次点検も含め、未実施であった。	当該事業所では、主任技術者未選任であり、保安教育及び保安訓練ともに実施していなかった。
C10	該当なし。	-	該当なし。	-	当該事業所では、平成7年度以降、主任技術者未選任のため、自家用電気工作物の点検について、年次点検も含め、未実施であった。	当該事業所では、主任技術者未選任であり、保安教育及び保安訓練ともに実施していなかった。
A14	・高圧引き込みケーブル用の構内電柱の足場金具が、1.8メートル未満の位置（地上約1.5メートルの高さ）に設置されている。	1	・第1高圧受電所のキュービクル内には、低圧配電盤のケーブル立上げ用開口部に穴があり、小動物が侵入するおそれがある。	1	該当なし。	該当なし。
A15	・避雷器等計8つの接地機器について、接地抵抗値が技術基準で定める値を超えている。	1	・第1工場の高圧受電用設備のキュービクル内に未使用引き出し電線管の開口部に穴があり、小動物が侵入するおそれがある。	1	該当なし。	当該事業所では、保安訓練を実施していなかった。
B 9	・高圧引き込みケーブル用の構内電柱の足場金具が、1.8メートル未満の位置（地上約1.1メートルの高さ）に設置されている。	1	・変圧器（高圧）を格納する建物の換気口の一部分が破損し、小動物が侵入するおそれがある。	1	該当なし。	該当なし。
B12	・工場の低圧機器及び回路の絶縁抵抗値が、平成19年8月実施の年次点検結果で、技術基準で定める値を下回っている。	1	該当なし。	-	当該事業所では、保安規程で年1回実施すると規定している年次点検について、前回、平成17年12月に実施して以降、1年以上実施しておらず、今回、当事務所の調査の連絡を受け実施している。年次点検未実施の期間は1年7か月であった。	該当なし。
B13	該当なし。	-	・高圧受配電設備の換気口をふさいでいる金属が、さびで腐食しており、小動物が侵入するおそれがある。	1	該当なし。	該当なし。
C12	・高圧引き込みケーブルを支持している構内第1号柱及び第3号柱の足場金具が、1.8メートル未満の位置（地上1.2メートル程度の高さ）に設置されている。	1	・当該事業所では、①E棟受電用キュービクル（6,600ボルト受電）では、キュービクル内の受電ケーブル立ち上がり部に開口部があり、小動物が侵入するおそれがある。また、②高圧受配電設備のあるA棟受電室の屋外通気口に設けられた金網が破損しており、受電室内に小動物が侵入するおそれがある。	1	該当なし。	該当なし。
20事業所	13事業所	15	10事業所	10	7事業所	6事業所

(注) 本表の欄を着色している箇所は、主任技術者から指摘されているにもかかわらず、そのまま放置又は実施していないことを示す。

**資料 3**

(推奨) 保安監督部が、電気事故後、速やかに立入検査を行い、事故の発生原因の分析等に努めているもの(平成18年度、5件)

No.	事業所	作業者の過失又は作業方法不良による感電死傷事故及び感電以外の死傷事故	長期にわたり年次点検が行われていないことが明らかとなった電気事故
1	C14【熊本】	○(作業者の過失による波及事故)	—
2	A17【福岡】	—	○(保守不完全による波及事故)
3	B13【佐賀】	—	○(保守不完全による波及事故)
4	C7【熊本】	○(作業者の過失による作業者の感電死亡事故)	—
5	A8【福岡】	○(作業方法不良による作業者の感電以外の負傷事故)	—

(注) 1 当局、佐賀及び熊本行政評価事務所の調査結果による。

2 平成16及び17年度の保安監督部の立入検査の実績では、電気事故後、速やかに立入検査を行っている事例はみられない。



事故報告詳報に添付された過去の点検結果をみると、電気工作物が危険な状態にあるにもかかわらず、速やかな対応が行われていないことが事故の発生原因の一因とみられるが、保安管理の実態を把握するための立入検査が行われていないもの（平成 18 年度、2 件）

事例 1) 事故報告詳報によると、高压引込みケーブル絶縁不良による波及事故で、事故原因を保守不完全によるとしているが、事故報告詳報の添付資料によると、事故発生 の 4 か月前の年次点検で、事故発生箇所となった高压引込みケーブルについて、主任技術者から測定結果を踏まえて「不良または危険」と指摘され早急に改善を求められていたにもかかわらず、速やかに改修が行われなかったことが、事故発生原因の一因とみられるもの（A 3 【福岡・平成 18 年度】）

#### 事例の内容

当該事業所では、平成 18 年 9 月に、地下埋設の高压引き込みケーブルの絶縁不良による波及事故（供給支障：345 分、12 戸）が発生している。

（注）主任技術者は、高压引き込みケーブルの絶縁不良の原因を水トリーによるものと推測。水トリーとは、高压ケーブルを水に浸した状態にしておく、その水が電解の影響を受けて樹木が生長するような形（トリー状）でケーブルの絶縁体内部へ進展することを指し、進展が継続すると絶縁不良を起す。

この事故を受け、事業所から保安監督部に対し、事故報告の速報及び事故報告詳報の提出が行われている。

事故報告詳報では、電気事故の発生箇所の特定（高压引込みケーブル）及び絶縁不良に至った原因の分析（水トリーによる絶縁不良）は行われているが、事故報告詳報に添付されている 4 か月前に実施した年次点検結果で、主任技術者から、当該高压ケーブルの絶縁測定値が「不良または危険」であると指摘され、設置者に対し早急に改善するよう求めている旨の記録がみられ、この点については、当時、主任技術者から設置者に対し、速やかに報告が行われていたとのことであった。

しかし、事故報告詳報では、設置者がどのような理由で対応しなかったのか分析されておらず、また、保安監督部においても、設置者に対し、当該理由を聴取するなどの対応を取っていない状況がみられた。

（注）当局の調査結果による。

事例 2) 事故報告詳報によると、高压引込ケーブル絶縁不良による波及事故で、事故原因を保守不完全によるとしているが、事故報告詳報の添付資料によると、当該高压引込みケーブルの絶縁抵抗値が 6 か月前の測定で異常値がみられ、主任技術者から自家用電気工作物の設置者に対し再測定の指摘を受けていたにもかかわらず、速やかに再測定及び改修が行われなかったことが、事故発生原因の一因とみられるもの（C 3 【熊本・平成 18 年度】）

#### 事例の内容

当該事業所では、平成 18 年 6 月に、地下埋設の高压引込ケーブルの自然劣化による波及事故（供給支障：69 分、370 戸）が発生している。

当該事業所では、主任技術者が、平成 17 年 11 月に実施した年次点検で、高压引込ケーブルの絶縁抵抗値が低下していたことを把握したため、設置者に対し、再測定の必要性を指摘していたが、実際に再測定が行われたのは、6 か月後の平成 18 年 5 月であった。

しかし、事故報告詳報では、事故発生原因を保守不完全としているが、速やかに再測定及び改修を行わなかったことが、事故発生原因の一つとみられるにもかかわらず、①事故報告詳報で、再測定が遅れた原因について、高压引込ケーブルの絶縁抵抗値の測定を「主遮断装置取替工事に合わせて実施することを計画していたが、事業所内の調整ができなかった」としているが、i) 事業所内の調整ができなかった理由、ii) そもそも主遮断装置取替え工事と切り離して絶縁抵抗値の再測定はできなかったのかの理由、また、②事故報告詳報で、高压引込ケーブルの交換時期について、「7 月末を目途に取り替えを検討していた」としているが、5 月の再測定後、速やかに取り替えを行わなかった理由を分析していなかった。

また、当該電気事故の事故報告詳報では、損傷した機器の取り替えを実施することのみをもって再発防止対策としているが、当該電気事故の発生原因の一つとして、主任技術者からの指摘に対し設置者が速やかに従わなかったことも電気事故の一因と考えられるにもかかわらず、この点について、再発防止対策では特に触れられていなかった。

（注）熊本行政評価事務所の調査結果による。

資料5

文書指摘 60 事業所のうち、改善の確認をしていないもの(平成 16~18 年度、調査対象 3 県(福岡県、佐賀県及び熊本県))

区分	県名	年度	事業所	文書指摘の内容
1	福岡	18	A18	低圧電路の絶縁抵抗測定が行われているか確認できない。
②	福岡	17	A10	保安規程による点検が行われているか確認できない。
3	福岡	17	A19	一般家庭分の点検基準について検討すること。
④	福岡	16	A 4	保安規程に定められたとおり、年次点検が行なわれているか確認できない。
⑤	佐賀	18	B 1	電気主任技術者選任に係る設置者と受託者との間で契約すべき事項が明確にされていない。
⑥	佐賀	18	B13	外部委託承認に定める点検頻度(1回/月)について、保安規程には隔月点検となっており整合していない。
⑦	佐賀	17	B 9	① 保安規程に定める点検基準を作成していない。 ② 老朽化設備の計画的な改修を検討すること。 ③ 低圧分電盤の充電部の露出部分の危険防止を検討すること。
⑧	佐賀	17	B12	① 保安規程に規定されている年次点検が基準に従って実施されていない。 ② 事務所の電灯回路の一部の絶縁抵抗値が電気設備の技術基準に定める規定値を下回っている。
9	佐賀	16	B15	前主任技術者の指摘事項(改修依頼)について、対応が確認できない。 ① 予措庫 2 スポットライト回路で約 45mA の漏電検出。 ② コンベア回路で 1.3A の漏電検出。 ③ コードリール変形による接触感電のおそれがある。
⑩	熊本	18	C12	低圧回路の絶縁抵抗値が基準を満たしていない。 ① 受電室 S/M 移動ラック P-1、P-2 0.07MΩ(メガオーム) ② 受電室電灯 NFB225A 0.05MΩ ③ C棟 S/S 動力 500A NFBPL-2 塗装ブース 0.15MΩ ④ ブローS/S ブロー1号機 0.015MΩ
11	熊本	18	C15	低圧の絶縁抵抗測定が実施されているか確認できない。
⑫	熊本	17	C 6	平常時及び事故時における機器の操作順序、方法について、従業員に対し継続的に保安教育を行うこととその記録を残す方法を検討すること。
⑬	熊本	16	C11	① 保安規程に定める日常巡視点検が点検項目どおり実施されていない。 ② 保安規程に定める精密検査、定期巡視点検が実施されていない。
14	熊本	16	C16	内燃力発電所の設置手続がされていない。
15	熊本	16	C17	浄化槽設備部の屋外配線の施設方法が不適切。

- (注) 1 当局、佐賀及び熊本行政評価事務所の調査結果による。  
2 表中の区分欄の番号を○で囲んでいる事業所は、当局、佐賀及び熊本事務所が実地調査した 9 事業所を指す。

資料6

未確認 9 事業所を抽出してみると、当局の実地調査時にも未改善のもの(調査対象 3 県(福岡県、佐賀県及び熊本県))

区分	事業所 【県別・監督部立入検査 実施年度】	事例の内容
②	A10 【福岡・平成 17 年度】	保安監督部の立入検査で、保安規程に基づく点検が行われていないと指摘されているが、同規程に定める精密点検(3年に1回)がその後も行われておらず、3年3か月の間未実施となっているもの。
⑦	B 9 【佐賀・平成 17 年度】	保安監督部の立入検査で、保安規程に定める点検基準を作成していないと指摘されているが、その後も、未作成のままとなっているもの。
⑧	B12 【佐賀・平成 17 年度】	保安監督部の立入検査で、保安規程に定める年1回の年次点検が行われていないと指摘されているが、その後も1年7か月年次点検が行われていないもの。

(注) 当局、佐賀及び熊本行政評価事務所の調査結果による。



資料 7

口頭指導 33 事業所のうち、技術基準不適合の疑いのあるもの、保安規程の遵守義務違反の疑いのあるもの及び近い将来、技術基準不適合の可能性のあるものについて、改善の確認をしていないもの（平成 16～18 年度、調査対象 3 県（福岡県、佐賀県及び熊本県））

区 分	県名	年度	事業所	口頭指導の内容
技術基準不適合の疑いのあるもの	熊本	17	C5	昨年の年次点検記入録には、外灯回路の絶縁抵抗値が技術基準で規定されている 0.1MΩを下回る 0.05 MΩであることから、今年度の年次点検を近日中に実施し、点検の結果をみて対応を考えるようにすること。
保安規程の遵守義務違反の疑いのあるもの	福岡	17	A20	低圧回路の絶縁測定が未実施のため、必要に応じて測定するよう要請（保安規程変更届有り）。
	福岡	17	A21	保安規程に基づく点検頻度が遵守されていなかったため、設備台帳を整備し、日常点検及び定期点検に万全を期すこと。
近い将来、技術基準不適合になる可能性が高いと認められるもの	福岡	17	A14	引き込みケーブルの絶縁抵抗値が過去 3 ヶ年のデータで明らかに低下傾向を示していること、また、現物確認でも相当に電界の影響による毛羽立ちが確認されるので、早急な改修が望まれる。
	熊本	16	C18	屋内配線については、分電盤に「石粉」が堆積しがちであること。配線が乱雑であること（VVF ブラブラ）（改修計画あり）。

（注）当局、佐賀及び熊本行政評価事務所の調査結果による。

## 資料 8

改善報告書に、改善したことを確認できる資料等がない状態で受領し、改善措置が十分であるか確認できないもの（平成 16～18 年度、調査対象 3 県（福岡県、佐賀県及び熊本県））

県名	年度	事業所	改善措置の内容
熊本	18	C 7	① 保安協会が実施しているリーフレット等による保安教育について、内容が不足している部分があったため、今後は、管理担当職員及び監視委託の業務員及び責任者に対して、同協会の支援のもと年 1 回以上の保安教育を実施する。 ② 感電防護措置を講ずるまでの期間は、ヘルメット等の防護具の着用を義務付けた。
熊本	16	C 19	① 定期点検書類を店舗に常備。ファイルを備え付けた。 ② 保安規程綴りと設備内訳及び単線結線図等を店備え付けとした。
熊本	16	C 20	① 指摘の書類については、事業場の書類綴りに保存することとした。 ② 保安規程第 6 条の保安統括者は店長である旨明記した。
熊本	16	C 17	浄化槽設備部の屋外配線は不用のため撤去した。

(注) 当局、佐賀及び熊本行政評価事務所の調査結果による。



立入検査の際に指摘すべき事項等が見落されていたもの(平成 16～18 年度、調査対象 3 県(福岡県、佐賀県及び熊本県))

県名	年度	事業所	指摘等別	指摘すべき事項等の内容
福岡	18	A8	指摘事項	過去の年次点検結果(平成 18 年 3 月実施)で絶縁抵抗値が技術基準不適合となっているにもかかわらず、改善していない。
福岡	17	A14	指摘事項	① 構内電柱の足場金具が 1.8m 未満 当該事業所では、高圧引き込みケーブル用の構内電柱の足場金具が、1.8m 未満の位置(地上約 1.5m)に設置している。
			指導事項	② 高圧受電室の小動物進入対策 当該事業所の、第 1 高圧受電所では、キュービクル(6,600 ボルト受電)内に低圧配電盤のケーブル立上げ用開口部があり、小動物が侵入するおそれがある。 (注) 本件については、当局の調査後の平成 19 年 10 月に、主任技術者が小動物の侵入防止対策(ケーブル立上げ用開口部に通じる換気口の隙間部分を充填剤により閉鎖)を実施したことを、当局が写真により確認。
佐賀	18	B13	指導事項	○ 高圧受配電設備の小動物進入対策 高圧受配電設備の換気口をふさいでいる金属が、さびで腐食しており、小動物が侵入するおそれがある。
佐賀	17	B9	指摘事項	(1) 構内電柱の足場金具が 1.8m 未満 高圧引き込みケーブル用の構内電柱の足場金具が、1.8m 未満の位置(地上約 1.1m の高さ)に設置されている。 (2) 保安規程で定める点検基準表及び非常時における操作手順の未作成 ① 点検について、日常点検は、平成元年から機械で自家用電気工作物を 24 時間監視する装置を導入して異常の監視を行っており、職員は特段常時点検を行っていない。また、年次点検に関しては、3 年に 1 回全停電での点検を行っているほか、毎年 1 回は停電をしない高圧受配電装置の点検を外部業者に委託し実施しているが、これらについて、保安規程で定める点検基準表を作成しておらず、保安監督部に対し変更の届出を行っていない。 ② 工場内で電気機械を操作する従業員が約 30 人おり、非常時における操作手順を明らかにしておく必要があることから、同事業所の保安規程において、「電気工作物の運転または操作の基準は別に定める細則によるものとする」とされている。 しかし、同事業所では、運転または操作の基準は定められていない。
			指導事項	(3) 高圧受配電設備の小動物進入対策 ○ 変圧器(高圧)を格納する建物の換気口の一部が破損し、小動物が侵入するおそれがある。
熊本	18	C12	指摘事項	① 構内電柱の足場金具が 1.8m 未満 高圧引き込みケーブルを支持している構内第 1 号柱及び第 3 号柱の足場金具が、1.8m 未満の位置(地上 1.2m 程度の高さ)に設置されている。

			指 導 事 項	② 高圧受電室の小動物進入対策 当該事業所では、i) E棟受電用キュービクル内では、受電ケーブル立ち上がり部に開口部があり、小動物が侵入するおそれがある、また、ii) 高圧受配電設備のあるA棟受電室の屋外通気口に設けられた金網が破損しており、受電室内に小動物が侵入するおそれがある。
熊 本	18	C7	指 摘 事 項	○ 構内電柱の足場金具が1.8m未満 当該事業所では、高圧引き込みケーブルを支持している構内第1号柱の足場金具が、1.8m未満の位置(約1.5m)に設置されている(平成19年6月の当局の調査時に指摘したところ、その場で撤去)。
熊 本	17	C6	指 摘 事 項	○ 保安監督部への保安規程の変更届が行われていない。 当該事業所の別館の保安規程では、「保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統および連絡系統は別表1のとおりとする。」と規定しており、「別表-1組織表」が添付されている。 同組織表には、管理技術者、各テナント店長、連絡責任者等との間の命令系統等が記載されているほか、テナント店舗として5店舗が記載されている。 これらの5店舗のうち、4店舗については、平成17年11月に実施した別館店舗のリニューアルに伴い、名称の変更、事業者の変更、屋号の変更又は経営者の変更により開設された店舗である。 しかし、当該事業所では、組織の一部変更に伴い、保安規程の同組織表を修正しているが、保安監督部に対し変更の届出を行っていない。

(注) 当局、佐賀及び熊本行政評価事務所の調査による。



30 日以内に再発防止対策を講ずることが困難である等の理由から、「対策を講ずることにしている」又は「講ずることを計画している」としているものがあるが、これらについて、その後の措置結果を報告させていないなど、保安監督部による措置結果の確認が行われていないもの（平成 16～18 年度、調査対象 3 県（福岡県、佐賀県及び熊本県））

区分	年度	事業所	今後実施予定の再発防止対策の内容
福岡	平成 18	A6	・ P A S（区分開閉器）外箱 L A（避雷器）の設置抵抗値が、平成 18 年 2 月の年次点検において 10Ω を超えているため、改修を予定していたが、近日、予算が確保できたので年度内に改善、改修したい。
		A22	・当工場は精麦工場であり <sup>ねずみ</sup> の発生が多く当該受電室は開放型であり <sup>ねずみ</sup> が侵入し易い環境にあり早急に <sup>ねずみ</sup> 侵入防止対策を実施する。（現在業者に依頼中）
	17	A23	・上長が個人面接を行い安全意識の聴取を行う。
		A24	・キュービクルに「関係者以外立ち入り禁止」の追加表示。
		A25	・雷害防止として、キュービクル内に L A（避雷器）を設置していましたが、1 号柱の P A S（区分開閉器）まで保護は出来ていませんでした。早急に柱上外付け L A（避雷器）を設置します。（10 月予定）
		A26	・近々、雷対策として避雷器を設置する予定（10 月）
		A27	・電気工事店に対して、主任技術者との連携を十分にとり勝手な行動をとらないように文書にて徹底させる。
	16	A28	・電気事故時の緊急連絡体制を作成しキュービクルその他見やすい場所に掲示する。
			・引込柱に近づかないように屋上のフェンスに施錠をして関係者以外の立ち入り禁止の札を取り付ける。
			・足場組立業者においては労働安全衛生委員会を通じて事故の再発防止に向けた対策及び事故事例による研修を強化し、その内容を下請け業者に徹底させる。
			・上記内容について足場組立業者と申しあわせた。
	A29	・電気主任ならびに電気関係者は社外で行う保安講習に参加する。	
	A30	・自家用構内 1 号柱上の開閉器二次側直近に避雷器を設置する。	
	A31	・避雷器をキュービクル内に設置していたが、構内 1 号柱上の開閉器の負荷側にも設置する。 ・24 時間停電監視装置と絶縁監視装置を設置する。	

佐賀	18	B11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要電気設備を建屋と分離するために構内に設置した1号柱にPAS（区分開閉器）を取り付け、火災等が発生した場合でも高圧電気設備の焼損が影響しないような受電設備形態とする。</li> <li>・建屋内にあったキュービクルを屋外に移設し、上記同様に、建屋火災時でも高圧電気設備の焼損が影響しないような受電設備形態とする。</li> </ul>
		B16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレーン車の構内進入時には受付にて注意を促すとともに、入門許可証に注意事項「ブームの確認」を追加する。</li> </ul>
	17	B10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再発防止対策を徹底するため、連絡責任者及び工場内の機械操作者を対象に保安教育を実施する。</li> </ul>
熊本	17	C6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・波及事故防止対策については、①停電時は電気主任技術者到着まで待ち操作しない、②PAS（区分開閉器）の操作は、電気主任技術者が立会い、異常がないことを確認し投入する、③PAS（区分開閉器）操作時は、地絡継電器の電源が入りになっていることを確認し投入する。</li> </ul> <p>（当局注書き）平成18年1月の立入検査で新たに整備されたマニュアル及び実施体制について確認したが、保安教育の継続的実行及びその記録については不備と判断され確認書が交付されている。それに対して当該事業所から改善報告書は提出されていない。</p>
	16	C21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ショベルカー等大きな重機を運転する時は細心の注意を払い、特に後方確認には気をつけるよう従業員に周知徹底する。</li> <li>・安全教育を実施し、事故の再発防止に努める。</li> <li>・ダンプカー乗り入れ者にも事故発生を報告し、構内10K走行を守っていただくとともに、後方確認には細心に注意してもらうよう周知徹底する。</li> </ul>

（注）当局、佐賀及び熊本行政評価事務所の調査結果による。

事故報告詳細を保安監督部に提出した際に、保安監督部から、措置済みとなった時点での再発防止対策の実施結果が分かる写真等の資料の提出を求められていたものの、保安監督部の督促がなかったなどの理由から、再発防止対策の措置結果が分かる写真等の資料が提出されないままとなっているもの（B1【佐賀・平成18年度】）

## 事例の内容

当該事業所では、平成18年9月に、同社工場火災によりキュービクル等受電設備が焼損し波及事故（供給支障：35戸、53分）が発生している。

当該事業所では、電気事故を受け、事故報告詳細を保安監督部に提出（平成18年10月）した。同事業所の説明によると、事故報告詳細を保安監督部に提出した時に、保安監督部から、新たな受電設備の設置状況が分かる写真等を提出するよう口頭で求められたが、当時、新たな受電設備は未設置であったため、写真等の提出ができない状況にあった。

その後、当該事業所では、新たに受電設備を設置したが、当時、保安監督部の督促がなかったことから、再発防止対策の実施結果が分かる写真等の資料を提出しなかった。

（注）佐賀行政評価事務所の調査結果による。



## 資料 12

保安監督部では、事故報告詳細の報告に際し、再発防止対策を講じたものについては、内容、状況が確認できる資料等を添付して報告するよう指導しているが、これが添付されておらず再発防止対策として十分であるかどうかの確認ができないもの（平成 16～18 年度、調査対象 3 県（福岡県、佐賀県及び熊本県））

年度	年度	事業所	再発防止対策の内容
福岡	平成 17	A32	・ 高圧機器点検、絶縁抵抗測定を行い、安全確認した。
熊本	18	C13	・ P A S（区分開閉器）部分に外付けで避雷器を取り付けた

（注）当局及び熊本行政評価事務所の調査結果による。